

平成 28 年度定期監査改善措置状況

監査の結果（全体的事項）	講じた措置の内容
<p>I 内部統制について</p> <p>①公金管理の状況</p> <p>「現金等の取り扱い」が現金取扱マニュアルに沿って適正に行われているかについて、事前通知せずに所管課等 9 箇所を実地に於て監査した結果、概ね適正に行われていた。<u>一部で、取扱事務や処理方法に変更があったにもかかわらず、現金取扱マニュアルの見直しを行っていないところが見受けられた。</u>マニュアルについては定期的に確認を行いつつながら、現状にあった見直しを実施されたい。</p> <p>また、公金管理適正化委員会においても「能代市公金管理適正化計画」に基づき、現金取扱マニュアルのとおり事務執行がなされているか現地調査を行っていたことを確認した。今後も公金の適正管理を徹底するため継続した取組みを望むものである。</p>	<p>○市民保険課</p> <p>●平成 28 年 5 月 25 日付けで、現金取扱マニュアルから住基カード交付手数料の項目を削除し、平成 28 年 5 月 26 日付けで会計管理者へ提出済みです。</p> <p>○市民福祉課</p> <p>●手書きの納付書を準備し、現金取扱マニュアルに沿った対応を行うよう改善しました。</p>
<p>②人事異動に伴う引継ぎ状況</p> <p>事務事業や監査の実効性を確保するための改善要望等の引継ぎがなされているか全課対象に事務引継書等の書類を監査した結果、概ね適正に行われていた。<u>一部で、事務引継書を後任者が個人的に保管していたケースが見受けられたので、係・課内の共通な事項として、保管を徹底されたい。</u></p>	<p>○税務課</p> <p>●前任者（転出者）3 名からの事務引継書は、引継者がそれぞれ持っていたため、簿冊にまとめました。今後は、引継後すみやかに簿冊に取りまとめるようにします。</p>

平成28年度定期監査改善措置状況

監査の結果（全体的事項）	講じた措置の内容
<p>③事務事業のチェック体制、管理体制</p> <p>各地で市税や使用料等の賦課漏れ、過大徴収などの事故が発生しており、その状況について関係各課の確認を行った結果、誤り等がないよう注意は払われていたが、<u>一部において、マニュアルの整備が行われていないものも見受けられた。</u></p> <p>今後は、マニュアルの整備が行われていないものについては、迅速に整備を行うとともに、より一層、管理職を含めたチェック体制の強化に努められたい。</p>	<p>○税務課</p> <p>●各室係において担当業務ごとに業務マニュアルの整備を行いました。これを定期的に確認し、現状にあった見直しを実施していきたいと考えております。</p>

平成28年度定期監査改善措置状況

監査の結果（全体的事項）	講じた措置の内容
<p>II 職員のサービス報告関連について</p> <p>全課対象に時間外勤務等命令簿、時間外勤務協議書、週休日の振替及び休日代休日指定簿等の関係書類を監査した結果、概ね適正に行われていたが、一部で、協議書や命令簿、指定簿の取扱等に不備が見受けられた。</p> <p><u>内容や取り扱いが複雑であることから総括部署において、毎年度、全庁的な研修や説明会を実施するなど周知徹底に努められたい。</u></p> <p><u>また、職員の時間外勤務について、所定の時間ごとに人事担当と協議がなされているが、その際は、職員の健康面に十分配慮されたい。</u></p>	<p>○総務課</p> <p>●サービス報告関係について</p> <p>職員が制度の内容を理解することができるように、「サービス報告関係マニュアル」、「休暇制度関係マニュアル」を作成したほか、説明会の開催により理解を促していきたいと考えております。</p> <p>平成29年度の説明会は6月23日に実施済みです。</p> <p>●職員のメンタル面対策について</p> <p>毎週水曜日の定時退庁の呼び掛けや、閉庁後の在庁職員の調査を行い、時間外勤務時間の縮小や職員の勤務状況の把握に努めております。</p> <p>職員の健康面への配慮として、産業医や臨床心理士を相談員とする相談体制を構築しているほか、職場復帰支援制度の活用による職場復帰などの支援を行っております。</p> <p>28年度からは、ストレスチェック制度を実施しており、職員に受検を促しているほか、高ストレス者には必要に応じて産業医による面接指導を行っております。</p> <p>今後も、時間外勤務の実態把握に努めるとともに相談体制の充実を図りながら、それぞれの個性や職務、職場環境等に合った対策を検討していきたいと考えております。</p>

平成28年度定期監査改善措置状況

監査の結果（全体的事項）	講じた措置の内容
<p>Ⅲ施設等における防犯対策について</p> <p>防犯体制の一層の強化が求められてきており、当市においても小・中学校などで防犯カメラ等の設置が進められてきている。今後、市の様々な施設等で防犯カメラ等による対策が進められていくと思われるが、この管理や運用のあり方を定めるとともに被撮影者の権利の保護にも配慮する必要がある。これらの適正化を図るため、<u>防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱等が必要と思われるので、検討されたい。</u></p>	<p>○市民活力推進課（防犯の観点から）</p> <p>●防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や異常事態の早期発見等に有効であるほか、市民の安全・安心にもつながるひとつの手段と考えておりますが、カメラに撮影された個人のプライバシーの取り扱いや設置場所及び設置費用等の課題等もあります。今後、防犯カメラを設置し運用を行っている自治体の先進事例等の情報収集に努めるほか、警察署等の関係機関や関係各課とも連携しながら防犯カメラの設置や運用に関する要綱等の整備について調査研究に取り組みます。</p> <p>○子育て支援課（保育所等の観点から）</p> <p>●児童福祉施設には、防犯カメラ等の設置は必要であり、要綱等の内容も含めて庁内関係課と連携を図りながら進めていきたいと考えております。</p>

平成28年度定期監査改善措置状況

監査の結果（全体的事項）	講じた措置の内容
<p>IV債権管理の統一的对応について</p> <p>債権管理については、平成27年度に条例が制定され、これに基づいて対応が進められているが、細部にわたる取り扱いや管理面において各課ごとに異なっている部分もある。統一的な対応を図るための体制や債権放棄の基準、管理のあり方等について、他市の事例も参考に研究・検討されたい。</p>	<p>○財政課（市有財産活用室）</p> <p>●債権管理については、平成27年度に条例を制定するとともに、各債権所管課における債権管理の手順について統一的な対応を図るためのマニュアルを作成したところです。</p> <p>今年度は、研修会や各課の債権管理状況をヒアリングするなどして職員のスキルアップや条例適用ケースの周知に努めておりますが、現状は、これまで滞納繰越してきた債権について、消滅時効の確認や連帯保証人の存否、相続放棄の有無などを調査している状況であり、債権放棄を検討する以前の段階にあります。</p> <p>また、条例においては債権放棄の対象となるが、各債権所管課の内規では債権放棄の対象とならないため滞納事案として管理を継続しているケースもあり、今後も統一的な対応を図るためにも細部にわたる事務の見直しが必要であると認識しております。</p> <p>しかしながら、現状の事務分掌や体制では、本課において行う助言にも限界があるため、強制徴収債権の一元化を進める税務課や総務課とも協議しながら、今後の債権管理の統一的対応推進について、他市の事例も参考に研究・検討してまいります。</p>

平成28年度定期監査改善措置状況

監査の結果（全体的事項）	講じた措置の内容
<p>V市町合併の際の調整事項について</p> <p>合併前の能代市と二ツ井町で異なっていたサービスや制度等について、合併後に調整を行うこととした事項については、その取り組みが進められてきたところであるが、一部、課題として残されているものがある。これらについては、実現に至らない理由に加え、合併から10年が経過し、社会や状況の変化も考えられることから、今後も課題とすべきかどうか、改めて検討し、整理すべき時期にあると思われる。</p> <p>引き続き課題として残すものについては、次期総合計画等に改めて位置づけし、その推進に努められたい。</p>	<p>○市民活力推進課（自治会連合協議会、行政協力員、区長・町内会長制度）</p> <p>●自治会連合協議会については、能代地域の自治会のみが参加している任意団体であり、二ツ井地域には町内会の連合組織はない状況であることから、社会的背景を考慮し、現行どおりとすることとしております。ただし、現状においては両地域の交流機会を設けるため、同協議会の総会や研修会に二ツ井地域からも参加していただくよう呼びかけを行っており、将来的な組織化に向けた機運の醸成に努めていきたいと考えております。</p> <p>能代地域の行政協力員及び二ツ井地域の区長・町内会長制度については、平成24年度に制度の統一について検討を行いました。両地域の歴史的な背景や地域コミュニティ維持等の観点から、当面は統一を見送ることとした経緯があります。制度の統一に向けては、行政協力員のあり方や広報の配付など行政情報の伝達体制等の課題もあることから、統一するための課題や問題点を整理した上で、制度の統一の必要性も含め検討していきたいと考えております。</p> <p>○農業振興課（認定農業者会議、土地改良区の統合）</p> <p>●認定農業者会議の統合</p> <p>合併当初は、「認定農業者能代地区代表協議会」と「二ツ井町認定農業者協議会」の双方の協議会が運営されていましたが、現在は、活動実績が無い状況となっております。そのため両協議会を統合するメリットが無いと考えます。よって合併協定項目から削除したいと考えております。</p>

平成28年度定期監査改善措置状況

●土地改良区の統合

市町村合併時の10土地改良区のうち、平成28年4月1日に4土地改良区（秋田県能代地区・能代北部・東雲原・能代市榊）が合併しました。また、平成28年9月26日には、5土地改良区（能代市東、二ツ井町、二ツ井町富根、二ツ井白神、能代市種）と藤里町藤琴土地改良区を構成員とした統合整備推進研究会が設立されたほか、能代南土地改良区は三種町の土地改良区との統合を模索しているところです。

土地改良区の統合自体は市が主体となっていく事業ではないため、統合についての支援は継続しつつも、合併協定項目からは削除したいと考えております。

○財政課（行政財産の使用料の統一）

●行政財産の使用料については、県内すべての市が固定資産評価額に一定の率を乗じた計算方法となっており、本市においても、同様の使用料に統一すべきと考えています。

現在、市有財産の固定資産台帳整備事業を実施しており、台帳整備後に使用料を算出、具体的な数値を示しながら統一について協議してまいります。

平成28年度定期監査改善措置状況

○商工港湾課（商工会議所と商工会の統合、商工会議所と商工会補助金）

●商工会議所と商工会の統合

商工会議所と商工会は、設置目的はほぼ同じであるものの、根拠法や所轄官庁、設立要件、実施事業等の違いがあります。本市にとって合併は望ましい形ではありますが、それぞれ意思決定できる法定団体であることから、市としては両団体の意向を尊重し、拙速な調整は行うべきではないとの考えであり、合併協定項目として残す必要はないものと考えております。

●商工会議所と商工会補助金

補助金については、適性かつ透明性が求められており、平成24年4月に能代市経営改善普及事業等補助金交付要領を制定して、補助対象となる事業や経費等についての統一基準を設けております。要領を制定し、統一基準を設けたことで目的は達成されたと考えられることから、合併協定項目として残す必要はないものと考えております。

○観光振興課（両地域の観光協会の統合）

●能代、二ツ井町両観光協会の統合については、協議を進めておりましたが、各協会の方向性の相違等により見送られ、各々NPO法人となり現在に至っております。

市としては、広域観光連携、外国人旅行者の対応（インバウンド）のほか、事務の効率化を図るうえでも両観光協会の合併は必要と考えております。また、両観光協会も合併の必要性を認識していることから、時機を見て後押しをしていきたいと考えております。